

令和4年度 放課後児童クラブ入室案内

放課後児童クラブは、保護者の就労などにより昼間常時留守になっている家庭の児童を対象に、放課後や長期休暇において家庭に代わる生活の場を確保し、放課後児童支援員が適切な遊びや指導を行うことにより、児童の健全育成を図ることを目的とする施設です。

入室要件

令和4年4月に春日部市立小学校及び春日部市立義務教育学校（前期課程に限る。以下「学校」といいます。）に在籍する児童の保護者が、次のいずれかの要件に該当する場合。

①	就労などにより、昼間常時留守になっている家庭で、児童の保育ができない場合（日曜日を除き週4日以上で1日4時間以上就労しており、かつ帰宅が午後3時以降となることが条件）
②	疾病などにより、児童の保育ができない場合
③	在宅の病人などの看護にあたるため、児童の保育ができない場合
④	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
⑤	大学や専門学校等に通学し、①と同程度児童の保育ができない場合
⑥	妊婦又は産褥等の理由により体調が整わない場合（出産予定日を含む月から）
⑦	その他市長が必要と認める場合

※ 通年利用のため、長期休暇（夏休みなど）のみのお預かりはしていません

保育時間

区 分	保 育 時 間
学校の授業がある日（月曜日から金曜日）	放課後から午後7時まで
学校の休業日（月曜日から土曜日、夏休みなどの長期休暇、学校の代休日等）	午前7時30分から午後7時まで

※ 児童のお迎えは勤務終了後、速やかにお願ひします。

休室日

日曜日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

※ 気象状況や災害等により危険が予測される場合、または感染症の流行等の場合は、臨時に休室することもあります。

保育料・おやつ代

- 1 保育料 一人月額 9,000円
- 2 おやつ代 一人月額 2,000円

- ① 保育料には**減免制度**がありますが、**別途申請が必要**になります。
- ② おやつ代は実費負担となりますので、減免制度はありません。
- ③ 保育料やおやつ代は、原則、月途中の入退室でも月額全額負担となります。

◎ 納入方法

保育料は口座振替による納付にご協力をお願いします。窓口納付をご希望の場合、入室後保護者あてに納付書（納入通知書）を郵送します。

※ おやつ代は指定管理者が管理し、納付方法は口座振替のみとなります。

Web登録、その他おやつ代に関してはトライグループへお問い合わせ下さい。

【指定管理者】株式会社トライグループ春日部市放課後児童クラブ事務局 048-753-5080

■ 入室手続き

令和3年10月11日（月）から市役所1階 総合案内、保育課放課後児童クラブ担当及び、庄和総合支所2階 福祉・健康保険担当で、入室申請に必要な書類を配付します（市内の放課後児童クラブ、保育所・保育園（認可外保育園は除く）、認定こども園、及び幼稚園にも置いてあります）。次の必要書類を記入のうえ、以下の受付場所へ直接提出してください。

1 提出書類（入室申請書等は市公式ホームページからダウンロードすることができます）

- ① 放課後児童クラブ入室申請書
- ② 児童生活状況調査書
- ③ 利用を必要とする理由を証明する書類

（家庭の状況等により、別途、必要な書類を提出していただくことがあります）

項目	証明する書類
就労している保護者及び同居の祖父母（令和4年4月1日現在60歳未満）の場合	就労証明書（証明日から2か月以内のもの） ※ <u>保育所就労証明書の写し</u> でも可
保護者が就労していて勤務時間や休日が不規則の場合	直近2か月分のシフト表・勤務表・タイムカードの写し等、勤務実績のわかるもの
保護者が疾病などの場合	医師の診断書・障害者手帳の写し等
在宅の病人などを看護している場合	看護対象者の障害者手帳の写し・介護保険証の写し・医師の診断書等
就学している（する予定の）場合	在学証明書（合格通知書の写し）及び時間割等
出産予定の場合	母子手帳の写し（母の氏名及び出産予定日記載箇所）

- ④ 放課後児童クラブ保育料減免申請書（保育料の減免を申請する場合）

2 受付日時及び受付場所

（一次受付分を選考後、定員に空きがある場合に二次受付分を選考します。）

4月入室	受付期間	受付場所	結果通知予定
一次受付	令和3年11月12日（金） ～16日（火）	市役所5階 エレベーターホール 9：00～17：00	2月中旬
二次受付	令和3年11月17日（水） から令和4年2月4日（金） まで	① 市役所1階 保育課 放課後児童クラブ担当 ② 庄和総合支所2階 福祉・健康保険担当 8：30～17：15	3月中旬

3 注意事項

- ① 原則として、在籍する学校の放課後児童クラブの利用となります。
- ② 令和4年4月分から保育料の**減免**を受けるには、令和4年2月28日（月）までに減免申請書を保育課へ提出してください。
- ③ 現在放課後児童クラブに在籍している児童が、令和4年度も**継続して入室を希望**する場合は、入室している放課後児童クラブへ提出してください。また、きょうだいがある場合は併せて放課後児童クラブへ提出してください。なお、放課後児童クラブに提出することが出来ない場合は、一次・二次受付の場所で提出してください。
- ④ 新規申込の場合は原則窓口申請ですが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、**郵送による申請も受け付け**いたします。（11月16日消印有効）
※封筒・郵送料はご負担ください。

■ 入室の決定

入室の決定は抽選ではありません。児童の学年や、保育を必要とする家庭の状況等により選考を行い決定します。一次受付分でも利用希望者が定員を超えた場合、入室できない場合があります。

- 1 放課後児童クラブの保育料やおやつ代、又は保育施設の保育料を滞納している場合は、放課後児童クラブの入室選考に影響が生じる場合がありますので、滞納がないようにお願いします。また、入室決定通知後であっても、必要書類の提出がないとき、または入室要件に合わない事情が発生した場合などは入室を取り消すことがあります。
- 2 身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている児童や、特別支援学級に在籍又は在籍予定の児童及び持病等がある児童は、集団生活における注意点などについて、保護者と本人を交えた面接を行いますので、必ず申告してください。
- 3 クラブ1・2などに分かれている放課後児童クラブにつきましては、児童数、学年等が偏ることがないように、市で入室するクラブの調整を図ります。
- 4 育児休業から職場復帰をする場合や雇用開始日が月の途中の場合は、実際の勤務開始日が入室日となります。慣らし保育期間はありません。
- 5 新1年生及び新規の入室者の保護者を対象に、入室前に（3月中旬頃）各放課後児童クラブにて、注意事項、持ち物、おやつ代などに関する説明会を行います。
※オンライン説明会となる場合は改めてご連絡いたします。

■ 年度途中の入室

年度途中からの入室を希望する場合は、入室を希望する月の前月の20日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに必要書類を市役所1階 保育課放課後児童クラブ担当、または庄和総合支所2階 福祉・健康保険担当へ提出してください。入室の可否等に関する通知書は毎月25日頃までに郵送します。各児童クラブの入室状況によっては、一定期間、入室を見合わせていただく場合があります。

■ お迎え等

児童が事故や犯罪に遭わないために、保護者（保護者の指定した人でも可。祖父母、友人、ファミリーサポートセンターの提供会員など）に児童のお迎えをお願いしています。また、塾や習い事は、一度帰宅してから通うようにしてください。

■放課後児童クラブの電話番号及び定員等

ク ラ ブ 名	施設区分	電話番号	定員※
粕壁放課後児童クラブ1・2	○	755-5101	100
内牧放課後児童クラブ1	○	755-5102	90
内牧放課後児童クラブ2	◎	755-5615	
豊春放課後児童クラブ1・2	○	755-5103	90
武里放課後児童クラブ	●	738-4911	70
幸松放課後児童クラブ1・2	○	755-5104	85
豊野放課後児童クラブ	◎	738-4912	70
備後放課後児童クラブ	○	738-4916	60
八木崎放課後児童クラブ1・2	○	755-5105	110
八木崎放課後児童クラブ3	○	755-5113	
牛島放課後児童クラブ1・2	◎	755-5106	100
緑放課後児童クラブ	○	738-4918	70
上沖放課後児童クラブ1	○	738-4919	140
上沖放課後児童クラブ2	○	737-6132	
正善放課後児童クラブ1・2	◎	738-4920	75
立野放課後児童クラブ1・2	○	738-4921	109
立野放課後児童クラブ3	○	761-3388	
宮川放課後児童クラブ	◎	755-5107	50
藤塚放課後児童クラブ	◎	738-4922	70
小淵放課後児童クラブ	◎	755-5108	70
武里南放課後児童クラブ1・2	○	738-4913	77
武里西放課後児童クラブ1・2	○	738-4914	90
南桜井放課後児童クラブ1	●	718-0700	75
南桜井放課後児童クラブ2	◎	746-5112	
川辺放課後児童クラブ1・2	◎	746-0212	115
川辺放課後児童クラブ3	○	746-5000	
桜川放課後児童クラブ1・2	○	747-0101	100
中野放課後児童クラブ	◎	746-8488	70
江戸川放課後児童クラブ	ランチルーム	748-2100	40

※ 施設区分は○学校敷地内専用施設、◎教室施設、●学校隣接地専用施設です。

※ 定員の110%まで入室を受け入れています。

■放課後児童クラブ入室選考指数表

学年基準		調 整 基 準	
児童	指数	細 目	指数
1年	20	ひとり親家庭である	+3
2年	18	父母のひとりが単身・海外赴任、長期入院等により不在である	+2
3年	14		
4年	10	父母のほか、健康で就労していない60歳未満の祖父母が同居している	-3
5年	8	父母のほか、健康で就労していない60歳以上の祖父母が同居している	-1
6年	6		
		父母のひとりの就労時間が1日あたり5時間以下であるか、又はその就労時間の終了時刻が午後3時以前である	-3
		父母の就労時間が1日あたり5時間を超え、かつ就労時間の終了時刻が午後6時以降である	+1
		父母のひとりの通勤時間が片道1時間以上である	+1
		保育料等に滞納があり、納付誓約書又はその他納付の意思を確認する必要な書類の提出がない場合	-15
		入室対象児童が障害者手帳を有している、特別支援学級に在籍している、又は障害を有していることの医師の診断を受けている	+15
		前年度の放課後児童クラブの利用日数が8日未満だった月が3か月以上ある	-5
		特別調整	
		合 計 指 数	

■問い合わせ

春日部市こども未来部保育課 放課後児童クラブ担当

736-1111 (内線2597・2598)